

第46回衆議院議員総選挙 第22回最高裁判所裁判官国民審査

◆投票日・時間

12月16日
午前7時～午後8時

【問合せ先】三笠市選挙管理委員会事務局 ☎②3195



投票できる方

三笠市の住民基本台帳に記載されている方で、次の要件を満たしている方

【住所要件】平成24年9月3日までに三笠市に住民登録を済ませた方
【年齢要件】平成24年12月16日で満20歳以上の方（平成4年12月17日までに生まれた方）

投票用紙の記載方法

◆衆議院小選挙区：候補者1名の氏名を欄内に書きます。

◆衆議院比例代表：政党名1つを欄

投票所 / 投票区域

[投票区]投票所名	投票区域
[1]三笠市民センター	本町、多賀町、幸町、有明町、若松町、堤町、美和、幌内初音町
[2]山の手市民センター	柏町、高美町、榊町
[3]三笠小学校	宮本町、本郷町、いちきしり、川内、達布
[4]美園市民センター	清住町、美園町、若草町
[5]多目的研修センター	岡山、萱野、大里
[6]幌内市民センター	幌内町1丁目・2丁目・3丁目、幌内春日町、幌内金谷町、幌内新栄町、幌内住吉町、幌内北星町
[7]唐松市民センター	唐松町1丁目・2丁目、唐松常盤町、唐松緑町、唐松春光町、唐松青山町、唐松栄町1丁目・2丁目・3丁目、唐松千代田町1丁目・2丁目、東清住町の一部
[8]弥生市民センター	東清住町の一部、弥生町1丁目・2丁目・3丁目、弥生藤枝町、弥生双葉町、弥生柳町、弥生橋町、弥生桃山町、弥生花園町、弥生並木町、弥生桜木町、幾春別栗丘町の一部
[9]幾春別市民センター	幾春別町1丁目・2丁目・3丁目・4丁目、幾春別栗丘町の一部、幾春別山手町、幾春別川向町、幾春別滝見町、幾春別千住町、幾春別中島町、幾春別錦町2丁目、奔別新町、西桂沢、桂沢

※投票所は入場券に記載していますのでご確認願います。

内に書きます。

◆最高裁判所裁判官国民審査：国民

審査は、一般の選挙と違って審査を受ける裁判官の氏名が印刷されています。辞めさせたい裁判官には氏名の上の欄に×を書いてください。辞めさせたくない裁判官には何も書かないでください。

代理投票

事情により字が書けない場合は、係員が代わって記載しますので、受付に申し出てください。期日前投票のときも同じです。この場合、どの候補者を書いたのか秘密は守られます。

投票所には点字器を

目が不自由な方のために、点字器を投票所に備えてありますので、点字投票を希望される場合は、受付に申し出てください。

入場券

入場券は、12月4日頃までに届くよう郵送します。入場券が届かなかつたり、記載に誤りがありましたら、選挙管理委員会へご連絡ください。なお、入場券を紛失しても投票できますので、棄権することなく投票してください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行など、何らかの用事で投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

【期間】

◆衆議院議員総選挙：12月5日(水)から12月15日(土)まで
◆最高裁判所裁判官国民審査：12月9日(日)から12月15日(土)まで

不在者投票

入院・入所されている方や転入・転出された方は、次の方法で投票ができます。

【入院・入所の場合】次の不在者投票指定施設では、その施設で投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

対象となる方	不在者投票指定施設
指定老人ホームなどに入院、入所している方で歩行困難な方	市立三笠総合病院、三笠の杜病院、老人保健施設ほろない、三楽荘、ことぶき荘

【転入・転出の場合】転出や転入の届け出をされた方は、次の方法で投票を行ってください。

区分・基準日	投票の方法
転入 [H24年9月4日以降に転入]	①投票日当日、以前に住んでいた市町村の投票所で投票を行う。 ②前住所地の選挙管理委員会から投票用紙の送付を受け三笠市の不在者投票所(市役所1階多目的コーナー)で不在者投票を行う。 ※郵送による投票となりますので、早めの手続きが必要です
転出 [選挙当日前に転出]	①投票日に三笠市の投票所で投票を行う。 ②転出前に期日前投票所(市役所1階多目的コーナー)で期日前投票を行う。 ③転出先で不在者投票を行う。 ※郵送による投票となりますので、早めの手続きが必要です

【郵便(在宅投票)の場合】身体障害者手帳、戦傷病者手帳、介護保険被保険者証をお持ちで自書ができ、次に表に該当する方は郵便で投票することができます。希望される方は必要な手続きがありますので、選挙管理委員会事務局にご連絡ください。

区分	障害名など	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
	要介護5	

◆代理記載制度…郵便による不在者投票をすることができる方で、かつ、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の表に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に投票用紙に候補者の氏名など、本人に代わって代理人が代筆(代理記載)させることができます。

区分	障害名など	障害の程度
身体障害者手帳	上肢または視覚障害	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚障害	特別項症～第2項症

※あらかじめ手続きが必要です。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込みで各戸へ配布し、新聞未購読の世帯には郵送します。このほか、各市民センターな

【時間】午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日と同じです)

【投票所】市役所1階多目的コーナー(福祉事務所入口)

開票

開票は、投票日当日の午後9時から市民会館で行います。参観を希望される方は、当日先着30人に限り入場できます。衆議院議員総選挙の開票速報板を市民会館前に設置し、午

どの公共施設にも選挙公報を配置しますので、ご利用ください。

投票開始と投票終了の1時間前にサイレンを鳴らします

投票日当日には棄権防止を啓発するため、午前7時と午後7時にサイレンを鳴らします。

後10時から30分ごとに開票状況をお知らせします。